

健保届出書類における押印の廃止について

日頃より、当健保組合の諸事業にご理解ご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて厚生労働省保険局保険課長 通知「保険者が定める届出様式における押印の廃止について」（2020年12月25日）に基づき、各種申請書類の押印が不要になりました。これにより健保へ届出される書類につきまして、下記の場合を除き、押印を廃止することといたします。

なお真正性を担保するために、押印の代わりに自署を求める書類がありますので、何卒ご理解ご協力のほど、よろしく願いいたします。

※健保ホームページに掲載している各種申請書類で押印が不要なものにつきましては、『印』や『㊟』マークを順次、削除し差し替えていきます。

※なお『訂正印』につきましては、今後も従来通り“必要”となります。

記

引き続き押印が必要な書類 (例)	印の種類	押印が必要な理由
出産育児一時金請求書 標準負担額減額認定申請書	市区町村長印	市区町村長印は押印廃止対象外のため
任意継続 自動払込利用申込書	銀行お届け印	金融機関が現状求めているため
退職証明書 収入（見込）証明書（兼・雇用契約変更証明書）	扶養家族の勤務先 事業者印	扶養認定の適正な審査における真正性確認のため
第三者行為関係 届出書類一式 (事故報告書、誓約書、念書等)	被保険者印等	損保会社が現状求めているため

ご不明な点がございましたら、ヤマハ健保組合（TEL053-460-1581）までご連絡ください。

以上